

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00002 沿革 <u>平成 27 年 11 月 16 日</u> 一部改正</p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険約款</p> <p style="text-align: center;">平成 13 年 4 月 1 日 01 - 制度 - 00002</p>	
<p>第 1 条 ～ 第 7 条 (略)</p>	<p>第 1 条 ～ 第 7 条 (略)</p>	
<p>(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除)</p> <p>第 8 条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>一 銀行が故意若しくは過失により事実を告げず、又は真実でないことを告げたとき</p> <p>二 前号に掲げるほか、銀行がこの約款の条項に違反したとき</p> <p>三 <u>銀行が、暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力に該当し、又は反社会的勢力若しくはこれと密接な関係にある者（以下「反社会的勢力等」という。）による経営の支配若しくは実質的関与、反社会的勢力等に対する資金等の提供若しくは便宜の供与、その他反社会的勢力等と社会的に非難されるべき関係にあると認められるとき</u></p> <p><u>2 この約款に特別の定めがない限り、前項の規定による保険契約の解除は、将来に向かってのみその効力を生じる。</u></p>	<p>(保険金不払、保険金返還、保険契約の解除)</p> <p>第 8 条 日本貿易保険は、次の各号のいずれかに該当するときは、当該保険金の全部若しくは一部を支払わず、若しくは当該保険金の全部若しくは一部を返還させ、又は当該保険契約を解除することができる。</p> <p>一 銀行が故意若しくは過失により事実を告げず、又は真実でないことを告げたとき。</p> <p>二 前号に掲げるほか、銀行がこの約款の条項に違反したとき。</p>	
<p>第 9 条 ～ 第 32 条 (略)</p>	<p>第 9 条 ～ 第 32 条 (略)</p>	
<p><u>附 則</u></p> <p><u>この改正は、平成 27 年 11 月 30 日から実施する。</u></p>		